

松江市告示第 464 号

松江市放課後児童クラブ施設整備補助金交付要綱を次のように制定する。

令和 3 年 7 月 14 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市放課後児童クラブ施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 松江市の交付する放課後児童クラブ施設整備補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設をいう。

2 この要綱において、「整備」とは、次の各号に掲げる整備内容をいう。

- (1) 創設 新たに施設を整備することをいう。
- (2) 改築 既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。
- (3) 拡張 既存施設の延面積の増加を図る整備をすることをいう。
- (4) 大規模修繕 別表第 1 に掲げる整備をすることをいう。

(補助金交付の目的等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象事業、補助金交付の金額、補助金の対象者については、次の表のとおりとする。

補助金の名称	松江市放課後児童クラブ施設整備補助金
補助金交付の目的	放課後児童クラブの整備を促進することにより、昼間保護者のいない家庭の小学校就学児童の健全な育成の推進を図ることを目的とする。
補助金交付の対象事業	市内において放課後児童クラブの整備を行う事業であって、待機児童対策に資するもの（ただし、松江市児童クラブ条例（平成 17 年松江市条例第 203 号）第 2 条に規定する施設において指定管理者が行う事業を除く。）、かつ、松江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松江市条例第 61 号）に規定する基準を満たす整備

補助金交付の金額	この補助金の交付額は、別表第 2 の第 3 欄の種目ごとに、第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第 1 欄の区分の総事業費とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助割合を乗じて得た額の範囲内の額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
補助金の対象者	法第 34 条の 8 第 2 項の規定による届出を市長に行った者、又は届出をすることが確実である者、かつ、小学校区に限定しない受け入れを実施する者

(補助対象外経費)

第 4 条 次に掲げる費用は、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

(申請前手続)

第 5 条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期限までに、その事業の概要及び概算経費について、放課後児童クラブ整備計画・概算経費協議書（様式第 1 号）により市長に事前協議し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付の条件)

第 6 条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、当該決定を受けた補助金の対象者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具（以下「補助財産」という。）については、規則第 18 条の規定により市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (2) 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は規則第 18 条の規定により、市長が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管していなければならない。

- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除額報告書（様式第2号）により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (4) 市長の承認を受けて補助財産を処分することにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供（金銭のみならず、有価証券、物品等も含むものとし、寄附目的などその用途を補助事業に限るものではない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。）を受けを禁止する。また、補助事業者が直接、寄附金等の資金提供を受けない場合であっても、次のような場合には、実質的に資金提供があったものとみなされるものであり、禁止する。
- ア 補助事業者に寄附を行う者が、契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。
- イ ア以外の場合であっても、補助事業者の理事、監事、評議員及び職員が契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。
- (6) 契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けていた事実が判明した場合は、その金額を総事業費から差し引いた額を総事業費とみなし、過大に補助金を受給していた場合は、交付決定の一部を取り消し、過大受給した補助金の返還を求めることとする。

（概算払）

第7条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、規則第14条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（状況報告等）

第8条 市長は、必要に応じて、補助金の交付決定を受けた者に補助事業の遂行状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

（完了検査）

第9条 補助事業者は、市長が指定した期日において完了検査を受けなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月14日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

区 分	内 容
施設の一部改修	おおむね 10 年を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
施設の附帯設備の改造	おおむね 10 年を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及びおおむね 10 年を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
施設の模様替	1 狭あいな居室を利用児童のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 2 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
災害等に備えた施設の一部改修等	1 地震防災対策上必要な補強改修工事 2 緊急災害時用の自家発電設備の整備
防犯・防災対策の実施に必要な修繕	防犯・防災対策を実施するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の修繕等必要な安全対策に係る整備

別表第 2 (第 3 条関係)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 補助基準額	5 補助対象経費	6 補助割合
放課後児童クラブ（1 支援の単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	1 創設及び改築 28,659 千円 2 一部改築 改築に係る基準額に、一部改築部分に係る面積の施設総面積に対する比率を乗じることにより算出される額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 1,000 分の 26 に相当する額を限度とする。以下同じ。）	創設又は既存の放課後児童クラブの定員増を伴う整備は、補助対象経費の 11/12 の額（千円未
		賃借料加算	6,658 千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	

	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 1,521 千円</p> <p>2 改築に際して仮設施設を整備する場合 2,264 千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、改築に係る基準額に、一部改築部分に係る面積の施設総面積に対する比率を乗じることにより算出される額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	満切り捨て) ただし、既存の放課後児童クラブの定員増を伴わない改築、拡張、大規模修繕は、補助対象経費の 2/3 の額（千円未満切り捨て)
拡張	本体工事費	市長が必要と認めた額。ただし、創設及び改築に係る基準額の 2 分の 1 を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
	賃借料加算	6,658 千円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）	
大規模修繕	本体工事費	民間工事請負業者 2 社の見積りを比較して、低い方の見積額。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
	仮設施設整備工事費	民間工事請負業者 2 社の見積りを比較して、低い方の見積額。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

住所又は所在地
事業者（補助事業者） 氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

放課後児童クラブ整備計画・概算経費協議書

下記のとおり施設整備を行いたく、関係書類を添付して協議します。

記

(フリガナ) 施設名		
(フリガナ) 設置主体名		
予定工期	着手予定年月日	年 月 日
	完成予定年月日	年 月 日
	開所予定年月日	年 月 日

【添付書類】

- 1 事業計画書、2 収支予算書、3 見積書又は工事費等内訳書の写し
- 4 図面又は建築確認が必要なものについては当該確認書の写し
- 5 各室の用途・面積を記した書類
- 6 定款及び役員名簿
- 7 その他

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

住所又は所在地
報告者（補助事業者） 氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日指令 第 号により交付決定のあった 年度松江市放課後
児童クラブ施設整備補助金について、松江市放課後児童クラブ施設整備補助金交付要綱第 6 条
第 3 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 松江市放課後児童クラブ施設整備補助金の確定額	金	円
2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税 及び地方消費税に係る仕入税額控除額	金	円

（添付資料）

(1) 別添参考となる書類（2 の金額の積算内訳等）